

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 清水 一郎

ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金（交通サービス
利便向上促進事業（自動車））等に関する運用方針の改正について

平素より当協会の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件について、国土交通省物流・自動車局旅客課長より、別紙のとおり改正
通知がありましたので、貴バス協会傘下会員事業者にご周知くださいますようよろしく
お願いいたします。

なお、この度の主な改正内容については、下記の通りです。

記

【改正内容】

○ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金（交通サービス利便向上促進事業
（自動車））に関する運用方針

(1) 名称変更

⇒地域における受入環境整備促進事業

(2) 要綱別表第3「感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用」

⇒削除

(3) バス車両補助限度額 140 万円/両を適用しない車両

⇒プラグインハイブリッド自動車および燃料電池自動車を追加

(4) 値引きの取扱い（基準値引率）

⇒18.57%へ引き上げ

(5) 交付決定条件

⇒令和5年度補正予算を財源とする補助事業について

令和6年3月29日以降に着手されたものを交付決定の対象とする

○地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業（自動
車））に関する運用方針

(1) 値引きの取扱い（基準値引率）

⇒18.57%へ引き上げ

（お問い合わせ先）

公益社団法人日本バス協会

業務部 松浦・渡邊

TEL：03-3216-4014